



経済区(economic zones)に勤務する従業員の個人所得税を50%引き下げ

背景

財務省は、2009年9月9日付けで、Circular 176/2009/TT-BTC を公布しました。当該 Circular は、ベトナムの経済区(economic zones)に勤務する従業員及び経済区で事業活動を行う個人の個人所得税50%減額についてのガイドラインとなっています。

2008年3月14日付け Decree 29/2008/ND-CP によると、経済区で働くベトナム人と外国人はその別を問わず、個人所得税の50%減税を受けることができると規定されています。しかしながら、Circular 176 は誰が減税対象となるか及びどのように減税額が決定されるかに関してより詳細に規定しています。

Decree 29 の発行前にも、各経済区において首相決定に基づく特別なルールに基づき個人所得税のインセンティブが提供されているため、Circular 176 は、すべての経済区で働く個人に対する個人所得税に関して矛盾が生じないように規定されています。

Circular176 は署名日の45日後に発効となり、個人所得税の減免は2009年1月1日に遡り適用されます。

減税対象となる個人

Circular176 による個人所得税の減税は、ベトナム人と外国人及び居住者と非居住者を問わず、実際に経済区で働く個人に対して適用されます。詳細は以下の通りです。

- 経済区にある会社と締結した労働契約に基づき、経済区で働く個人
- 経済区外の組織(外国契約者を含む)に勤務する個人で、当該組織と経済区にある会社と間で締結された契約に基づいて、経済区内で働く個人
- 経済区の中に営業拠点を設け、経済区内の営業許可証の下で活動し、その事業からの収入を得る個人または個人のグループ
- 経済区監理局や経済区にある国家管理機関の管理のために勤務する、または実質的に経済区で勤務する公務員と従業員(労働契約に署名した者)

従って、経済区にある組織や企業の従業員であっても、実際に経済区で勤務していない者は Circular176 による減税の対象外となります。

個人所得税の減税対象となる所得

- **雇用所得** : 経済区での勤務に対して支給された雇用所得
- **事業所得** : 経済区での事業活動から獲得した事業所得

連絡先

Richard Buchanan
税務パートナー
rhubuchanan@deloitte.com
電話: +84 8 3910 5267

Tom McClelland
税務パートナー
tmcclelland@deloitte.com
電話: +84 8 3911 0727

高石 元
日系企業担当
gtakaishi@deloitte.com
電話: +84 8 3910 0751

加藤 耕平
日系企業担当
kokato@deloitte.com
電話: +84 8 3852 4123

減額される個人所得税額の計算

一般的に、減額される個人所得税額は以下のように計算されます。

居住者

- 経済区からの雇用所得/事業所得のみ有する個人の場合：

$$\text{減額される個人所得税額} = \frac{\text{雇用所得/事業所得に対する個人所得税額の合計}}{\text{雇用所得/事業所得}} \times 50\%$$

- 経済区内外の両方からの雇用所得/事業所得を有する個人の場合：

$$\text{減額される個人所得税額} = \frac{\text{雇用所得/事業所得に対する個人所得税額の合計}}{\text{雇用所得/事業所得の合計}} \times \frac{\text{経済区内からの雇用所得/事業所得}}{\text{総所得}} \times 50\%$$

非居住者

$$\text{減額される個人所得税額} = \frac{\text{経済区内からの雇用所得/事業所得}}{\text{雇用所得/事業所得}} \times 20\% \times 50\%$$

遵守手続き

Circular176 は、雇用主、従業員及び事業所得のある個人が遵守すべき手続きについても規定しています。ポイントは以下の通りです。

- 経済区内外の雇用主は、月次の源泉徴収時、又は月次及び年次の個人所得税申告時に、個人所得税の減額対象となる所得に注意しなければなりません。
- 経済区外の雇用主は、税務署の要請に応じて提出できるように、経済区にある会社、または経済区に住所のある組織または個人との間で契約書を締結しなければなりません。

コメント

Circular 160/2009/TT-BTC に規定されている 2009 年 1 月から 6 月の個人所得税免除と Circular 176 との関連(相互作用)については、現時点で明確ではありません。

Deloitte Vietnam is a member firm of Deloitte Touche Tohmatsu. Deloitte provides audit, tax, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in 140 countries, Deloitte brings world-class capabilities and deep local expertise to help clients succeed wherever they operate. Deloitte's 165,000 professionals are committed to becoming the standard of excellence.

Deloitte Vietnam Company Limited is part of Deloitte Southeast Asia—a cluster of member firms operating in Brunei, Guam, Indonesia, Malaysia, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam—which was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises. For more information, please visit our website at www.deloitte.com/vn

Deloitte refers to one or more Deloitte Touche Tohmatsu, a Swiss Verein, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see www.deloitte.com/vn/about for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu and its member firms.